

日本の都市計画法の分権改革に関する研究

KONISHI, Masaki / 小西, 真樹

(発行年 / Year)

2022-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675乙第252号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2022-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025240>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	小西 真樹
学位の種類	博士(公共政策学)
学位記番号	第790号
学位授与の日付	2022年 3月24日
学位授与の要件	本学学位規則第5条第1項(2)該当者(乙)
論文審査委員	主査 教授 名和田 是彦 副査 教授 杉崎 和久 副査 名誉教授 武藤 博己

日本の都市計画法の分権改革に関する研究

本審査小委員会は、博士学位申請者小西真樹氏からの博士(公共政策学)学位請求論文「日本の都市計画法の分権改革に関する研究」の提出を受けて、慎重に審査を行ってきた。

1 本論文の主題と構成

本論文は、タイトルにあるように日本の都市計画法の分権改革に関する研究であり、戦後の都市計画法制度に関してどのように地方分権が進められたのかに関する丹念な研究である。

ここでは、本論文の構成について、章立てを記述する。本論文は、「第1章 序論」、「第2章 都市計画法の分権改革の到達点」、「第3章 分権改革の時期(1)新都市計画法の成立」、「第4章 分権改革の時期(2)行政改革としての権限委譲」、「第5章 分権改革の時期(3)第一次分権改革期」、「第6章 分権改革の時期(4)第二次分権改革期」、「第7章 結論と今後の課題」の7章で構成されている。

本論文の構成(目次)は、次の通りである。

第1章 序論

1-1 本研究の対象

1-1-1 自身の経験から

1-1-2 地方分権改革の中での都市計画分野

1-2 都市計画学における分権改革研究の位置

1-2-1 都市計画を支える社会的システムの研究

1-2-2 都市計画の分権改革というテーマについて

- 1-3 既往研究
- 1-4 現状認識
- 1-5 本論文の研究課題（RQ）及び研究方法
- 1-6 本論文の構成

第2章 都市計画法の分権改革の到達点

- 2-1 都市計画法における分権改革の項目
- 2-2 都市計画の決定権限の移譲
 - 2-2-1 都道府県から市町村への都市計画決定権限の移譲
 - 2-2-2 都道府県から政令指定都市への都市計画決定権限の移譲
- 2-3 都市計画決定に対する広域行政主体の関与の縮減化
 - 2-3-1 都道府県の都市計画決定に対する国の関与の縮減化
 - 2-3-2 市町村の都市計画決定に対する都道府県の関与の縮減化
- 2-4 大都市自治体に対する許可権限の移譲
 - 2-4-1 政令指定都市への分権
 - 2-4-2 中核市への分権
 - 2-4-3 特例市への分権
 - 2-4-4 一般市への分権
 - 2-4-5 開発許可権限の移譲
- 2-5 法令上の裁量の拡大
 - 2-5-1 機関委任事務の廃止
 - 2-5-2 法令による義務付け・枠付けの緩和
 - 2-5-3 条例委任の拡大
- 2-6 分権改革の時期の区分
- 2-7 先行理論に基づく整理
 - 2-7-1 分権に関する2つの側面
 - 2-7-2 分権に関する2つの側面（都道府県～市町村関係への適用）
 - 2-7-3 分権改革の4課題
- 2-8 改革の到達点（1）国から自治体への分権
 - 2-8-1 改革の到達点
 - 2-8-2 自治体に対する国の役割の変化
- 2-9 改革の到達点（2）都道府県から市町村への分権
 - 2-9-1 改革の到達点
 - 2-9-2 市町村に対する都道府県の役割の変化

第3章 分権改革の時期(1)新都市計画法の成立

- 3-1 旧都市計画法
 - 3-1-1 旧都市計画法の制定
 - 3-1-2 旧都市計画法適用都市の拡大
 - 3-1-3 旧都市計画法運用における支障
 - 3-1-4 戦後改革期の旧都市計画法
- 3-2 新都市計画法成立前の状況
 - 3-2-1 通牒による運用面の改正
 - 3-2-2 都市計画の主体に対する識者の認識
 - 3-2-3 1960年代当時の都市計画制度上の課題
- 3-3 都市計画法改正に向けて ―各種答申への反映
 - 3-3-1 地方制度調査会答申
 - 3-3-2 臨時行政調査会答申
 - 3-3-3 宅地審議会第六次答申
- 3-4 新都市計画法の成立
 - 3-4-1 新都市計画法の成立
 - 3-4-2 都市計画決定権限に対する建設省の認識
 - 3-4-3 難航した都市計画決定権限の配分
- 3-5 新都市計画法に対する評価

第4章 分権改革の時期(2)行政改革としての権限委譲

- 4-1 地方制度調査会の認識
 - 4-1-1 第17次地方制度調査会
 - 4-1-2 第21次地方制度調査会
- 4-2 行政改革としての分権議論
 - 4-2-1 臨時行政調査会（第2臨調）
 - 4-2-2 臨時行政改革推進審議会（第1次行革審）
 - 4-2-3 臨時行政改革推進審議会（第2次行革審）
 - 4-2-4 中核市制度の創設
 - 4-2-5 臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）
- 4-3 建設省独自の分権改革の動き
 - 4-3-1 「都市計画」と「まちづくり」
 - 4-3-2 地区計画制度
 - 4-3-3 92年都市計画法改正
- 4-4 この時期の分権改革について
 - 4-4-1 都市計画の分権改革の成果
 - 4-4-2 市町村レベルの都市計画の進展と課題

第5章 分権改革の時期(3) 第一次分権改革期

5-1 第一次分権改革

- 5-1-1 地方分権推進法制定に向けて
- 5-1-2 地方分権推進委員会
- 5-1-3 建設省の動きと地方分権推進委員会
- 5-1-4 地方分権一括法

5-2 第一次分権改革における都市計画分野の評価

- 5-2-1 都市計画の分権改革の成果
- 5-2-2 肯定的評価
- 5-2-3 否定的評価
- 5-2-4 第一次分権改革の限界

5-3 第一次分権改革後の建設省独自の動き

- 5-3-1 都市計画中央審議会第二次答申
- 5-3-2 2000年都市計画法改正

第6章 分権改革の時期(4) 第二次分権改革期

6-1 都道府県による広域調整重視の動き

- 6-1-1 中心市街地及び郊外問題
- 6-1-2 都道府県による広域調整を重視する主張

6-2 地方分権改革推進委員会

- 6-2-1 地方分権改革推進法制定に向けて
- 6-2-2 地方分権改革推進委員会第1次勧告
- 6-2-3 第2次勧告
- 6-2-4 第3次勧告

6-3 民主党連立政権への交代

- 6-3-1 地方分権改革推進計画
- 6-3-2 第2次見直し
- 6-3-3 第3次見直し
- 6-3-4 第4次見直し

6-4 大都市制度の改革

- 6-4-1 第30次地方制度調査会
- 6-4-2 第4次一括法

6-5 国土交通省の動き

- 6-5-1 都市計画制度小委員会
- 6-5-2 都市計画運用指針の改正

6-6 第二次分権改革における都市計画分野の評価

6-6-1 都市計画の分権改革の成果

6-6-2 政治主導による分権改革の影響

6-6-3 都市計画の分権改革の評価

第7章 結論と今後の課題

7-1 研究課題（RQ）に対するまとめ

7-2 新たな段階における都市計画の分権改革

7-2-1 新たな改革の推進手法

7-2-2 その後の都市計画の分権

7-3 分権改革によって得られたもの

7-4 都市計画の分権改革の先に

7-4-1 都市計画分野の残された課題

7-4-2 改めて、受け皿論の検討を

7-4-3 今後の都道府県の役割は

7-4-4 今後の国の役割は

7-4-5 分権は、望ましい都市空間をもたらすか

参考文献

なお、本論文は、A4版で224ページ、文字数で約22万字強となっている。

2 本論文の要旨

ここでは本論文の要旨を各章の節ごとにその概要を記述していきたい。本論文は、前述の通り、「第1章 序論」、「第2章 都市計画法の分権改革の到達点」、「第3章 分権改革の時期（1）新都市計画法の成立」、「第4章 分権改革の時期（2）行政改革としての権限委譲」、「第5章 分権改革の時期（3）第一次分権改革期」、「第6章 分権改革の時期（4）第二次分権改革期」、「第7章 結論と今後の課題」の7章で構成されている。

第1章

「第1章 序論」は、「1-1 本研究の対象」、「1-2 都市計画学における分権改革研究の位置」、「1-3 既往研究」、「1-4 現状認識」、「1-5 本論文の研究課題（RQ）及び研究方法」、「1-6 本論文の構成」の6節で構成されている。

「1-1 本研究の対象」では、「1-1-1 自身の経験から」として、工学を基礎とする

都市計画学において分権改革というテーマはほとんど着目されてこなかったという著者の認識から、本研究で都市計画の分権改革に着目したことが説明されている。「1-1-2 地方分権改革の中での都市計画分野」として、地方分権改革というテーマは、これまで主に行政学の分野の専門家、研究者により主導されてきたが、各個別政策分野に関する分権改革の研究は、個別学問分野の研究者に委ねられがちであると指摘した上で、本論文で各個別政策分野のうちの都市計画法の分権改革を研究対象とすると説明されている。

「1-2 都市計画学における分権改革研究の位置」では、「1-2-1 都市計画を支える社会的システムの研究」として、都市計画の分権改革について、個別学問分野として、(1) 法学、(2) 政治学、行政学、(3) 経済学、財政学の3分野を取り上げ、都市計画学の中でこれまでどのように扱われてきたかを整理している。都市計画への研究アプローチを、「都市計画「技術」と「都市計画を取り巻き支える社会的システム」の二つに分け、そのうち「都市計画を取り巻き支える社会的システム」は、工学系都市計画学においては研究の関心の中心とはなりにくく、一方で社会科学系分野の研究者により研究対象としているものが見られるとしている。「1-2-2 都市計画の分権改革というテーマについて」では、都市計画の分権改革というテーマは、都市計画を支える社会的システム研究の1テーマであるが、とりわけその歴史については、都市計画学分野においても、また行政学分野においても、これまでに十分な学術的検討が行われていない状況を指摘している。

「1-3 既往研究」では、前節の状況認識を確認するため、都市計画の分権改革に関する既往研究のレビューが行われている。国立研究開発法人科学技術振興機構の論文データベースJ-STAGE及び国立情報学研究所の論文データベースCiNiiを用いて、「都市計画」「分権」のキーワード検索による既往研究を検索したところ、このうちの249の全論文を分析すると、「(1) 都市計画の分権に関する制度改正（地方分権一括法を初めとする都市計画法改正）を紹介し、あるいは論じたもの」、「(2) 市町村の分権（権限強化）に関連（寄与）するとされる都市計画制度に関するもの」、「(3) 海外の都市計画制度の分権的制度に関するもの」、「(4) 分権改革後の都市計画の運用に関する事例研究（都市計画の指定方針・基準、都道府県と市町村との広域調整の実態、自治体職員調査、など）」、「(5) 平成の市町村合併に関するもの」、「(6) 都市内分権に関するもの」に分類できるが、現行の都市計画法の分権改革の歴史を調査、分析の対象とした論文は、著者の既往論文以外に見出されなかったとしている。

「1-4 現状認識」では、以上から「(1) 新都市計画法以降の分権改革に関し、通史的に整理されているものは見られない」、「(2) これまでの都市計画の分権改革に関し、総括的な評価がなされているとは言い難い」、「(3) 都市計画の分権改革の成果を総括すべき時期に来ている」、という3点の現状認識が指摘されている。

「1-5 本論文の研究課題（RQ）及び研究方法」では、現状認識をふまえ、本論文の研究課題として、「(1) 現在までの都市計画法の分権改革の成果とは何であったか」、「(2) 現在までの都市計画法の分権改革はなぜ実現されてきたか」の2点が設定され、調査方法とし

では、その時々都市計画法改正案に反映された各種審議会の答申について考察することとされ、その際「地方自治政策コミュニティ」という概念が提起され、それに反対する各省庁との議論を中心分析されることになるが、それが本論文の研究方法であることが示されている。

「1-6 論文の構成」では、本論文の構成が章ごとに概略的に説明されている。

第2章

「第2章 都市計画法の分権改革の到達点」では、第一の研究課題である、都市計画法の分権改革の成果について明らかにしている。都市計画法令における分権改革の成果について項目別の整理が行われ、先行理論に基づき、現在までの改革の到達点について考察されている。第2章は、「2-1 都市計画法令における分権改革の項目」、「2-2 都市計画の決定権限の移譲」、「2-3 都市計画決定に対する広域行政主体の関与の縮減化」、「2-4 大都市自治体に対する許可権限の移譲」、「2-5 法令上の裁量の拡大」、「2-6 分権改革の時期の区分」、「2-7 先行理論に基づく整理」、「2-8 改革の到達点（1）国から自治体への分権」、「2-9 改革の到達点（2）都道府県から市町村への分権」の9節で構成されている。

「2-1 都市計画法令における分権改革の項目」では、都市計画法令におけるこれまでの分権改革の項目を、「（1）都市計画の決定権限の移譲」、「（2）個別の都市計画決定に対する広域行政主体の関与の縮減化」、「（3）大都市自治体に対する許可権限の移譲」、「（4）法令上の裁量の拡大」の4項目で考察されている。以下、上記項目ごとにこれまでの分権改革の成果が整理されている。

「2-2 都市計画の決定権限の移譲」では、都市計画の決定権限の移譲の内容及び経過が整理され、考察されている。「2-2-1 都道府県から市町村への都市計画決定権限の移譲」では都道府県から市町村への権限移譲について、「2-2-2 都道府県から政令指定都市への都市計画決定権限の移譲」では都道府県から政令指定都市への権限移譲について、それぞれ詳細に整理されている。

「2-3 都市計画決定に対する広域行政主体の関与の縮減化」では、広域行政主体の関与の縮減化の内容及び経過が整理され考察されている。「2-3-1 都道府県の都市計画決定に対する国の関与の縮減化」では都道府県に対する国の関与の縮減化について、「2-3-2 市町村の都市計画決定に対する都道府県の関与の縮減化」では市町村に対する都道府県の関与の縮減化について、それぞれ詳細に整理されている。

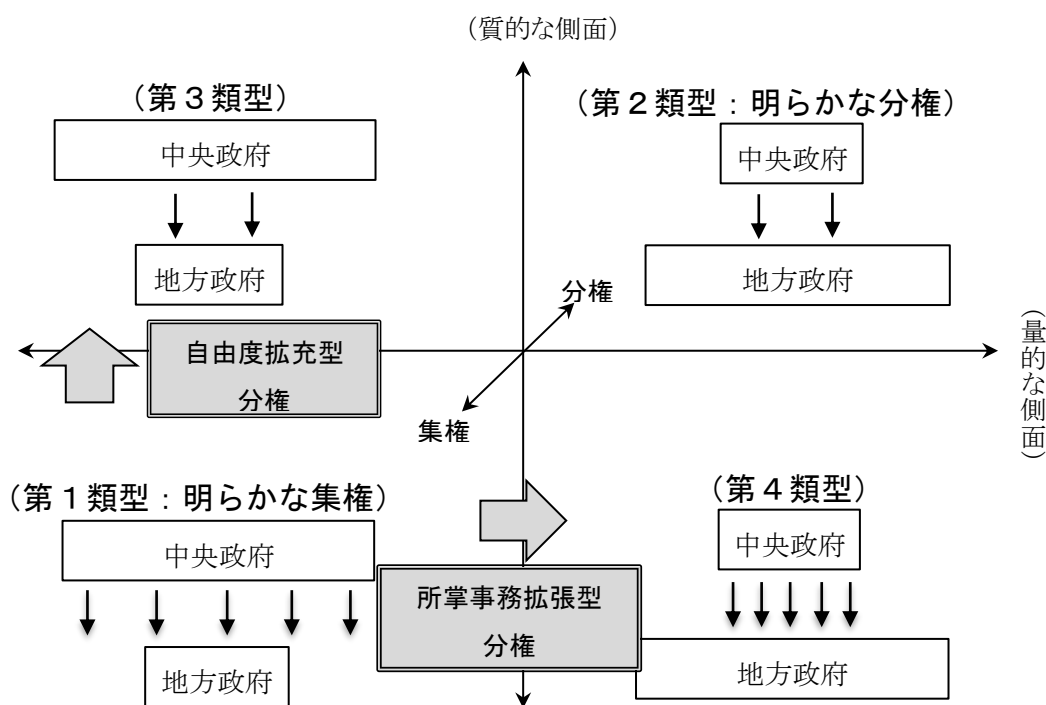
「2-4 大都市自治体に対する許可権限の移譲」では、大都市自治体に対する各種許可権限の移譲の内容及び経過が考察されている。「2-4-1 政令指定都市への分権」では都道府県から政令指定都市への権限移譲について、「2-4-2 中核市への分権」では都道府県から中核市への権限移譲について、「2-4-3 特例市への分権」では都道府県から特例市への権限移譲について、「2-4-4 一般市への分権」では都道府県から一般市への権限移譲について、それぞれ詳細に検討されている。「2-4-5 開発許可権限の移譲」では、開発許可事務

の機関委任制度の見直しによる権限移譲の内容について考察されている。

「2-5 法令上の裁量の拡大」では、法令上の自治体の裁量を拡大するような分権改革の内容について考察されている。「2-5-1 機関委任事務の廃止」、「2-5-2 法令による義務付け・枠付けの緩和」、「2-5-3 条例委任の拡大」で、それぞれの分権改革の内容について整理されている。

「2-6 分権改革の時期の区分」では、これまで項目ごとに整理されてきた都市計画法の分権改革の成果から、新都市計画法制定から現在までの分権改革の時期を、その特徴ごとに「新都市計画法制定の時期」、「新都市計画法成立後第一次分権改革までの間の時期」、「第一次分権改革の時期」、「第二次分権改革の時期」、「第二次分権改革以降現在までの時期」の5つに区分され、次節以降で、上記のそれぞれの時期にどのような改革が進められたかを整理することとされている。

「2-7 先行理論に基づく整理」では、本論文第2章で整理された都市計画分野の分権改革の成果について、分権～集権に関する先行理論を元に整理が行われている。「2-7-1 分権に関する2つの側面」では、分権～集権に関する先行理論を整理する中で、分権、集権に2つの側面があることが指摘され、これを「自由度拡充型の分権」及び「所掌事務拡張型の分権」と称している。そしてこの2つの側面を元に、集権・分権の4類型が整理されている。その上で、中央政府から地方政府への分権改革が究極的にどの類型に向かうか論じられ、これまでの分権改革を経ても、日本は明らかな分権の類型ではなく、所掌事務拡張・自由度非拡充型分権の類型に属していると指摘されている。



図：集権・分権の4類型

「2-7-2 分権に関する2つの側面（都道府県～市町村関係への適用）」では、上記の4類型を都道府県～市町村レベルの関係に適用して整理されている。その上で、都道府県と市町村は異なる政策領域を担っており、都道府県～市町村間の集権・分権関係については、国～地方レベルの関係と比べると融合的ではないと指摘されている。「2-7-3 分権改革の4課題」では、分権に関する2つの側面と、分権に関する2つのレベルとをクロスさせ、分権改革の4課題が設定されている。その上で、これまでの第一次分権改革、第二次分権改革ではどのような分権改革が行われてきたのかを、この4課題を切り口に整理し、第一次、第二次の分権改革は、国から自治体への自由度拡充型の分権改革（第3の課題の改革）が主であったとの指摘が紹介されている。

「2-8 改革の到達点（1）国から自治体への分権」では、前節までの整理をふまえ、都市計画分野での国から自治体へのこれまでの分権がどちらの側面での分権であったのかについて整理されている。「2-8-1 改革の到達点」において、新都市計画法以降の国から自治体への分権改革は、一貫して「自由度拡充型の分権」であったと指摘されている。「2-8-2 自治体に対する国の役割の変化」では、上記分権改革によって、自治体に対する国の役割はどのように変化したかについて論じられている。北原の「自治主義」的都市計画論と「国家主義」的都市計画論が紹介された上で、都市計画に関する国から自治体への「自由度拡充型」分権改革が進み、自治主義的都市計画が進行し、都市計画における国の役割は確実に小さくなったと指摘されている。今後は、国家主義的都市計画論と異なる国の役割が問われていると指摘されている。

「2-9 改革の到達点（2）都道府県から市町村への分権」では、都市計画分野での都道府県から市町村へのこれまでの分権がどちらの側面での分権であったのかについて整理されている。「2-9-1 改革の到達点」において、新都市計画法以降の都道府県から市町村への分権改革は、「所掌事務拡張型」、「自由度拡充型」いずれの面での改革も行われてきたと指摘され、都市計画の決定及び開発許可の事務について、事務の種類ごとの分権改革の特徴について整理がされている。「2-9-2 市町村に対する都道府県の役割の変化」では、上記分権改革によって、市町村に対する都道府県の役割はどのように変化したかについて論じられている。分権改革により都市計画の事務に関する主体は確実に都道府県から市町村へと移行し、それに伴って都道府県の役割が、広域的又は大規模な都市計画の決定（広域事務）及び、市町村が決定する都市計画に対し広域の見地からの調整を図る役割（連絡調整事務）へと限定されてきていると指摘されている。都道府県の役割がどのように発揮されるか、今後注視していく必要があると論じられている。

第3章

第3章から第6章までは、第二の研究課題である、都市計画法の分権改革がどのような経過でなぜ実現されてきたのかについて明らかにしている。調査方法として、第2章で区分し

た各時期の、その時々都市計画法改正案に反映された各種審議会の答申に着目し、政治プロセスの中で、分権化を推進する集団（地方自治政策コミュニティ）からの答申や、分権改革を押しとどめようとする集団（都市計画政策コミュニティ）からの答申等がどのように都市計画法改正案に反映され、どの政策コミュニティの意向が分権改革に影響を及ぼしたのかを明らかにされている。

「第3章 分権改革の時期(1)新都市計画法の成立」では、都市計画法の分権改革の出発点となっている新都市計画法の成立とその背景、そして課題について考察されている。成立当時の時代背景や認識から、成立した新都市計画法における限界や課題を明らかにしている。第3章は、「3-1 旧都市計画法」、「3-2 新都市計画法成立前の状況」、「3-3 都市計画法改正に向けて 一各種答申への反映」、「3-4 新都市計画法の成立」、「3-5 新都市計画法に対する評価」の5節で構成されている。

「3-1 旧都市計画法」では、新都市計画法制定以前の都市計画制度である旧都市計画法の制定から新都市計画法への改正までの経過について考察されている。「3-1-1 旧都市計画法の制定」では、旧都市計画法が、都市計画が国家権力による行政として観念されているという性格を東京市区改正条例から引き継いでいると指摘され、そこには、都市計画に国家が介入する必要性について、内務省官僚池田宏の意向が強く反映されていたと指摘されている。「3-1-2 旧都市計画法適用都市の拡大」では、中小都市の市街化が進むにつれて、旧都市計画法の適用都市が拡大されていく経過について説明されている。1933（昭和8）年の都市計画法改正により、全ての市が都市計画法の適用を受けられるようになったが、国が都市計画の細かい内容に介入する仕組みは残され続けたと指摘されている。「3-1-3 旧都市計画法運用における支障」では、旧都市計画法が東京市区改正条例の性格を引き継いだまま、都市計画を国が決定するものとして位置づけられてしまった点に関し、当時の批判について取り上げられている。「3-1-4 戦後改革期の旧都市計画法」では、「地方的計画立案（＝local planning）」は地方に全面的に委譲できるとされたシャープ勧告の内容や、神戸勧告における都市計画の勧告内容について考察され、その上で、戦後改革期の都市計画法改正の内容はシャープ勧告や神戸勧告と比較して都市計画制度の改革は十分には行われず、都市計画の決定は国の事務であるという規定は新都市計画法まで改正されずに経過したことが明らかにされている。

「3-2 新都市計画法成立前の状況」では、新都市計画法が制定される以前の1960年代頃の状況について考察されている。「3-2-1 通牒による運用面の改正」では、旧都市計画法の抜本的改正が行われない状況でも、通牒により都市計画決定手続きにおける市町村のイニシアティブを認めた運用が行われていたとする、元建設省都市計画課長の証言が取り上げられている。「3-2-2 都市計画の主体に対する識者の認識」では、1960年代当時の識者の認識を取り上げ、国が都市計画の決定主体である必要性はないという認識はほぼ共有されていたものの、法制度の見直しの方向性について識者の異なる意見が検討され、国や都道府県の役割をどのように法的に位置付けるか明確に描けていなかったと指摘されている。

「3-2-3 1960年代当時の都市計画制度上の課題」では、識者の間で当時指摘されていた都市計画制度上の課題として、都市の自治としての都市計画と広域調整の必要性、地方における都市計画の推進体制の不備、の2点が指摘されている。そのような状況の中で、都道府県や市町村へ分権することについて明確な結論が出せなかったことが指摘されている。

「3-3 都市計画法改正に向けて ―各種答申への反映―」では、都市計画の主体の問題が、当時の各種勧告、答申等にどのように反映されていたのかについて明らかにされている。

「3-3-1 地方制度調査会答申」では、第9次、第10次地方制度調査会での行政事務再配分の答申について分析されており、都市計画の決定を市町村の事務とすることを求める内容が示されている。「3-3-2 臨時行政調査会答申」では、臨調による行政事務の配分に関する改革意見の中で、都市計画の決定は拠点的な都市を除き地方公共団体に機関委任するのが適当とする内容について分析され、地制調答申との違いについて指摘されている。「3-3-3 宅地審議会第六次答申」では、新都市計画法の骨格となる、建設大臣の諮問機関である宅地審議会の答申においては、関係市町村の意見をきき、都道府県知事が都市計画を決定することが妥当であるとする内容であったことが示されている。

「3-4 新都市計画法の成立」では、実際に成立した新都市計画法において都市計画決定主体がどのように規定されたか、またそこに至るまでにどのような経過があったのかについて考察されている。「3-4-1 新都市計画法の成立」では、新都市計画法の特徴、都市計画決定主体に関する改革の内容について考察され、都市計画決定権限は国から都道府県知事及び市町村に配分されたが、国の関与を多く残す内容となっていたことが指摘されている。「3-4-2 都市計画決定権限に対する建設省の認識」では、新都市計画法改正の考え方について、当時の建設省都市計画課長の証言が取り上げられている。当時の建設省の認識として、都市計画決定については都道府県知事が行い、「下位の発案と上位の認可」という形で、国、都道府県、市町村が相互に補完して手続きが完結することが望ましいと考えていたことが指摘されている。「3-4-3 難航した都市計画決定権限の配分」では、新都市計画法における都市計画決定権限の配分は建設省が考えていた形にはならなかったことについて考察され、当時の関係者の証言から、自治省の主張する市町村主義との激しい折衝の末の妥協の産物として、都道府県知事と市町村とに都市計画決定権限を分担させる規定となったことが明らかにされている。

「3-5 新都市計画法に対する評価」では、識者の新都市計画法に対する評価について考察されている。抜本的改正と言われる新都市計画法も、臨調答申を受けた機能分担論に基づく改革の一つに過ぎなかったと論じられている。また、「中途半端な都市計画決定権限の地方委譲」であったとする批判と「当時の諸情勢の中では大局において妥当な結論であった」とする指摘が取り上げられており、その後も分権改革の議論が引き続き起こるのは必然であったと論じられている。

第4章

「第4章 分権改革の時期(2) 行政改革としての権限委譲」では、新都市計画法成立以降、第一次分権改革前までの分権改革の経過及び成果について取り上げられている。この時期の分権改革がなぜ軽微な成果しか生み出されなかったのかについて検討されている。第4章は、「4-1 地方制度調査会の認識」、「4-2 行政改革としての分権議論」、「4-3 建設省独自の分権改革の動き」、「4-4 この時期の分権改革について」の4節で構成されている。

「4-1 地方制度調査会の認識」では、当時の地方自治政策コミュニティが、新都市計画法制定の分権改革についてどのように認識していたのか、地方制度調査会の答申の中から明らかにしている。「4-1-1 第17次地方制度調査会」、「4-1-2 第21次地方制度調査会」では、地制調が第17次以降第21次にわたり、国から地方への行政事務の再配分の必要性を答申し、その中で都市計画についても権限移譲の推進を指摘していたが、当時の新都市計画法との乖離が大きかったことが指摘されている。

「4-2 行政改革としての分権議論」では、1980年代以降に始まった行政改革の流れの中での都市計画法の分権議論について考察されている。「4-2-1 臨時行政調査会（第2臨調）」では、第2臨調での答申内容について考察され、これ以降、政府の行政改革としての国と地方の機能分担の見直しの経過について順に考察されている。「4-2-2 臨時行政改革推進審議会（第1次行革審）」では、第2臨調を受けた第1次行革審での検討、答申を経て、地方公共団体に対する国の関与の整理合理化を目的とする法改正が行われ、都市計画法の改正が実施された経過及び内容について考察されている。新都市計画法成立以降で地方分権関連の改正が実行されたのはこれが最初であった。「4-2-3 臨時行政改革推進審議会（第2次行革審）」では、第2次行革審での権限移譲問題の検討、答申の内容について整理され、考察されている。都市計画分野での個別具体的な見直しの答申内容は、第21次地制調答申の内容と比較するとかなり小幅なものとなっていたものの、第2次行革審の答申を受けて、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化を目的とする法改正が行われ、都市計画法について地方分権関連の改正が実施された経過及び内容について★まとめられている。「4-2-4 中核市制度の創設」では、第2次行革審答申を受けて第23次地制調にて中核市制度の創設が答申され、法制化と同時に、都市計画分野でも一部事務が中核市の長まで権限移譲が行われた点について検討されている。「4-2-5 臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）」では、第2次行革審を受けた第3次行革審での検討及び答申についてまとめられている。都市計画分野への導入も視野に入れられていた地方分権特例制度の提言及び挫折について分析されている。第3次行革審は具体的な分権改革の成果は乏しかったが、最終答申でその後の分権改革の行程を具体的に示した点、また、分権改革への社会的な認識を広げたという点で大きな役割を果たしたと論じられている。

「4-3 建設省独自の分権改革の動き」では、政府による行政改革の流れとは別に、当時建設省にて独自に進められた分権改革の流れについて考察されている。「4-3-1 「都市計画」と「まちづくり」」では、1970～1980年代に市町村による「まちづくり」の活動が広が

り、市町村が都市計画、まちづくりに対して経験と実力を蓄積してきた時期であると論じられている。「4-3-2 地区計画制度」では、このような市町村の取り組み・実績を受ける形で、住民に身近な地区レベルの計画を定める新たな都市計画として「地区計画」制度が創設された経過及び内容がまとめられ、「地区レベル」「市町村主体」「住民意見の反映」をうたった都市計画制度が創設されたことは画期的な出来事であったと論じられている。「4-3-3 92年都市計画法改正」では、建設大臣の諮問機関である都市計画中央審議会の1991年答申に、分権改革に関する内容が盛り込まれ、建設省が独自に分権改革を含む都市計画法改正を行った点について分析されている。しかし、分権改革の成果としては依然として非常に小規模なものであったと指摘されている。

「4-4 この時期の分権改革について」では、この時期の分権改革が、行政改革の流れの一環として取り組まれてきたため、この時期の改革の中心テーマとはなっておらず、分権改革自体も大幅なものとはならなかったと指摘されている。地方自治政策コミュニティの意向はこの時期の改革には反映されなかったとしている。「4-4-1 都市計画の分権改革の成果」では、都市計画分野においても同様であり、その結果として改革の範囲自体は全体的に軽微で、機関委任事務を基本とする国の関与の仕組みにはほとんど手が加えられなかったと指摘されている。「4-4-2 市町村レベルの都市計画の進展と課題」では、当時、市町村レベルを重視した都市計画制度が発展した一方で、分権改革の内容は不徹底で、新都市計画法成立以来の基本的枠組みに変化がなかったと論じられている。その象徴的事例として、阪神淡路大震災時の神戸市の対応について取り上げられている。当時の神戸市が住民不在により性急に都市計画決定を強行した背景として、権限を持たず、選択の自由がなかったという同情すべき事情があったとの指摘が取り上げられている。このように、市町村の都市計画の実態と法制度とのギャップがより大きくなり、それが一層の分権改革を求める動きへとつながっていくと論じられている。

第5章

「第5章 分権改革の時期（3）第一次分権改革期」では、都市計画分野に関する第一次分権改革の経過についてまとめられ、なぜ分権改革の成果を生み出すことができたのかについてまとめられている。第5章は、「5-1 第一次分権改革」、「5-2 第一次分権改革における都市計画分野の評価」、「5-3 第一次分権改革後の建設省独自の動き」の3節で構成されている。

「5-1 第一次分権改革」では、第一次分権改革の経過をふまえて、その中での都市計画関連の改革について考察されている。「5-1-1 地方分権推進法制定に向けて」では、「地方分権の推進に関する決議」から地方分権推進法公布までの分権改革推進への経過がまとめられている。「5-1-2 地方分権推進委員会」では、地方分権推進委員会での検討及び、第一次、第二次勧告に盛り込まれた都市計画関連の勧告の内容についてまとめられている。

「5-1-3 建設省の動きと地方分権推進委員会」では、建設省が当時、地方分権推進委員

会と連携した動きを見せていたことが明らかにされている。そして、そのことが勧告の内容が着実に実行された理由だったとして評価する意見、及び「霞が関ルール」を遵守せざるを得ない分権委員会の限界であったとする意見がそれぞれ取り上げられている。その上で、分権委員会勧告の内容に基づき実現した、都市計画法の権限移譲の内容についてまとめられている。「5-1-4 地方分権一括法」では、地方分権一括法による、機関委任事務の廃止等の都市計画法の改正内容についてまとめられている。

「5-2 第一次分権改革における都市計画分野の評価」では、第一次分権改革期の、都市計画分野での改革成果及びそれに対する評価が整理されている。「5-2-1 都市計画の分権改革の成果」では、都市計画分野での分権改革の内容が「機関委任事務から自治事務への変更」、「都道府県から指定都市、特例市、市町村への権限移譲」、「国及び都道府県の関与の範囲の縮減化」、「都道府県に対する国の、市町村に対する都道府県の関与の方法の見直し」の4点にまとめられている。「5-2-2 肯定的評価」では、第一次分権改革において都市計画分野は最も成果が上がった分野であると評価する意見が取り上げられている。「5-2-3 否定的評価」では、一方で分権改革によっても実態上の変化がないとする指摘が取り上げられ、その指摘の理由として「都市計画決定に対する同意」「都市計画決定の指示、代行」「財源コントロール」に変化がなかった点について論じられている。「5-2-4 第一次分権改革の限界」では、都市計画分野に限らず、第一次分権改革そのものに限界があり、実態に大きな変化をもたらす改革ではなかったとする指摘について考察されている。

「5-3 第一次分権改革後の建設省独自の動き」では、第一次分権改革以後も、建設省主導による都市計画分野独自の分権改革の動きがあったことについて考察されている。「5-3-1 都市計画中央審議会第二次答申」では、地方分権一括法直前の都市計画中央審議会答申での分権改革に関する内容についてまとめられている。「5-3-2 2000年都市計画法改正」では、答申の内容を受けて行われた2000年都市計画法改正の内容についてまとめられ、建設省独自の分権改革の成果としては比較的大きかったと指摘されている。第一次分権改革から2000年都市計画法改正までの建設省の動きから、守るべきものは守りつつも、市町村に権限移譲できるものは移譲していこうとする姿勢は感じられ、そのことが一定の分権改革の進展につながったと指摘されている。

第6章

「第6章 分権改革の時期（4）第二次分権改革期」では、都市計画分野の分権改革について、地方分権一括法施行以降から第二次分権改革期までの経過についてまとめられ、この時期に大きな分権改革の成果を残した要因についてまとめられている。第6章は、「6-1 都市計画におけるによる広域調整重視の動き」、「6-2 地方分権改革推進委員会」、「6-3 民主党連立政権への交代」、「6-4 大都市制度の改革」、「6-5 国土交通省の動き」、「6-6 第二次分権改革における都市計画分野の評価」の6節で構成されている。

「6-1 都市計画における広域調整重視の動き」では、地方分権一括法施行後、都市計画

分野においては、地方分権の流れとは異なる独自の改正が行われていた点について取り上げられている。「6-1-1 中心市街地及び郊外問題」では、地方部における都市機能の拡散と中心市街地の空洞化に対応するため、広域行政主体である都道府県の役割を重視する答申が社会資本整備審議会から出され、一部の都市計画の決定主体を市町村から都道府県に変更し、都道府県の役割を強化する都市計画法改正が行われた点について明らかにされている。新都市計画法以降現在までの間、都市計画の権限に関する市町村から都道府県への逆移譲の改正は、この改正のみであると指摘されている。「6-1-2 都道府県による広域調整を重視する主張」では、都市計画において都道府県による広域調整の役割を重視する考え方は、当時の都市計画の実務家、研究者に見られた主張であったと論じられている。

「6-2 地方分権改革推進委員会」では、地方分権改革推進法成立以降の都市計画分野の改革の経過について考察されている。「6-2-1 地方分権改革推進法制定に向けて」では、三位一体の改革以降、地方分権改革推進法成立までの経過について分析されており、「6-2-2 地方分権改革推進委員会第1次勧告」では、地方分権改革推進委員会設置後、都市計画分野の審議経過及び第1次勧告の内容についてまとめられている。「6-2-3 第2次勧告」では、義務付け・枠付けの見直しに係る都市計画分野の第2次勧告の内容が、「6-2-4 第3次勧告」では同じく都市計画分野の第3次勧告の内容が、それぞれまとめられている。

「6-3 民主党連立政権への交代」では、民主党連立政権誕生後の分権改革の取り組みの経過について考察されている。「6-3-1 地方分権改革推進計画」では、地方分権改革推進計画に基づく第1次一括法により都市計画法の義務づけの見直しが行われ、その改正内容がまとめられている。「6-3-2 第2次見直し」では、その後の地域主権戦略大綱で都市計画について「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」が大幅に盛り込まれ、これを受けた第2次一括法により都市計画法が改正され、その改正内容がまとめられている。「6-3-3 第3次見直し」では、その後の第3次見直しにおける都市計画分野の提案項目についてまとめられている。「6-3-4 第4次見直し」では、自公連立政権へ政権交代後の分権改革の取り組みの経過について考察され、その後の第3次一括法による都市計画法の改正内容がまとめられている。

「6-4 大都市制度の改革」では、地方分権改革推進委員会勧告とは別の、大都市制度を再検討する動きについて考察されている。「6-4-1 第30次地方制度調査会」では、第30次地制調における大都市制度の見直し及び都市計画に関する事務移譲の提言について考察され、「6-4-2 第4次一括法」において、第30次地制調の答申を受けて第4次一括法で改正された、都市計画法の指定都市への分権改革の内容が考察されている。

「6-5 国土交通省の動き」では、第二次分権改革期の国交省の動きについて考察されている。「6-5-1 都市計画制度小委員会」では、当時、国交省の諮問機関において、都市計画における分権化の徹底と全体の調和の議題で審議が行われ、事務局である国交省が地方分権改革委員会の勧告とは異なる意見であったことが明らかにされている。しかし、結果として、ここでの審議は分権改革の流れに反映されなかったと指摘されている。「6-5-2 都

市計画運用指針の改正」では、国交省の意向が反映されず第1次一括法が成立したことに対応する形で、国交省が技術的助言である都市計画法運用指針の改正を行った点について指摘されている。

「6-6 第二次分権改革における都市計画分野の評価」では、第二次分権改革の都市計画分野での改革成果及び評価について考察されている。「6-6-1 都市計画の分権改革の成果」では、都市計画分野での分権改革の内容が「(1)都道府県から市町村、指定都市への権限移譲」、「(2)国の関与の範囲の縮減化」、「(3)市町村に対する都道府県の関与の方法の見直し」、「(4)都市計画に関する義務付けの見直し」の4点にまとめられ、特に(1)(2)による分権改革の範囲は大きく、第二次分権改革の都市計画分野における成果は、第一次分権改革の時と比較して更に進展したと指摘されている。また、特に市に対して一層の分権化が進んだと指摘している。「6-6-2 政治主導による分権改革の影響」では、民主党連立政権の政治主導により第二次分権改革の流れが決定づけられ、その成果について「大変な実現率」であったとする評価が取り上げられている。また、第一次分権改革の時とは違い、改革案の作成に国土交通省は関わることができず、国交省の意向が反映されない分権改革が実現したと指摘されている。「6-6-3 都市計画の分権改革の評価」では、都道府県や、都道府県の役割を重視する都市計画研究者には、分権改革の成果は評価されていないと指摘されている。ただ、第二次分権改革の成果に対する研究者の論評は、第一次分権改革の時と比較すると、評価、批判いずれも少ないと指摘され、その理由について著者の考えが示されている。

第7章

「第7章 結論と今後の展望」では、本論文による研究課題をまとめると共に、第二次分権改革後、新たな段階に入った分権改革の取り組み状況について検討された後、今後分権改革の先に求められるものは何かについて論じられている。第7章は、「7-1 研究課題(RQ)に対するまとめ」、「7-2 新たな段階における都市計画の分権改革」、「7-3 分権改革によって得られたもの」、「7-4 都市計画の分権の先に」の4節で構成されている。

「7-1 研究課題(RQ)に対するまとめ」では、第2章から第6章までに明らかにしてきた、2点の研究課題に対するまとめについて整理し考察されている。

「7-2 新たな段階における都市計画の分権改革」では、第二次分権改革以降の時期における都市計画の分権改革の経過について分析されている。「7-2-1 新たな改革の推進手法」では、第二次分権改革以降の改革の推進手法として、これまでの国主導の短期集中型の改革スタイルから息の長い取組を行う改革スタイルへの転換、また「提案募集方式」「手挙げ方式」導入の提言について考察されている。「7-2-2 その後の都市計画の分権」では、2014(平成26)年度より始められた「提案募集方式」による、都市計画分野での分権改革の提案及び現在までの改革の内容についてまとめられている。都市計画分野での分権改革は軽易な項目が多かったが、令和元年度に、第二次分権改革では一般市までとされた、都市計画決定における「都道府県知事の同意の廃止」が町村決定都市計画にまで拡大されるという

大きな成果について取り上げられている。そして、提案募集方式により都市計画の分権改革が着実に進められていくか、今後、その成果や経過を詳細に検討することにより評価が行われていくであろうと指摘している。

「7-3 分権改革によって得られたもの」では、分権改革は新たな段階を迎え、法制度改革を積極的に実施する段階から、新たな法制度を運用し、改革の地域社会に与えた効果、実績を積み上げ、また新たな課題を発見する段階に移行していると論じられている。今後着目すべき課題として、分権改革の成果を自治体がどのように活用しているか、それによって自治体がこれまで得られなかった効果を新たに得ることができているか、という点が指摘されている。その上で、分権改革の成果を活用し新たな効果を得ていると認められる事例として、最近の横浜市の都市計画行政から、区域区分（線引き）の見直しの事例について紹介されている。区域区分（線引き）の都市計画決定権者が神奈川県から横浜市に移譲されたことにより、横浜市の実状に即したきめ細かな都市計画変更が可能になったと指摘され、これまでとは異なる（これまでできなかった）方法や内容の都市計画を決定した事例が出てきていることについて指摘されている。

「7-4 都市計画の分権改革の先に」では、これまで見てきた日本の都市計画法における分権改革の成果をふまえて、都市計画の分権改革は何が課題として残り、これから何を検討の対象として見ていくべきか、著者の考えがまとめられている。「7-4-1 都市計画分野の残された課題」では、地方分権改革有識者会議が指摘した、都市計画分野で残された課題について論じられている。「7-4-2 改めて、受け皿論の検討を」では、都市計画分野において一定程度の分権改革が進んだ現状では、改めて、市町村にどのような体制整備が必要かについて目を向ける必要があると論じられ、市町村の組織体制を始めとして、都市計画分野における受け皿検討の視点が具体的に複数提示されている。「7-4-3 今後の都道府県の役割は」では、都道府県の都市計画決定権限が減少した中での今後の都道府県の役割について、「広域調整」、「市町村の技術的支援」の視点から著者の考えが論じられ、これからあるべき法制度を模索していかなければならないと論じられている。「7-4-4 今後の国の役割は」では、今後の都市計画における国の役割について、「都市計画法制度の創設、改正」、「自治体への技術的助言」、「個別の都市計画決定への関与」、「都市計画の情報センター」の視点から著者の考えが論じられている。「7-4-5 分権は、望ましい都市空間をもたらすか」では、今後は、これまで目指されてきた、補完性の原理の実現としての分権を求める段階から、さらに踏み込んで、都市空間に望ましい成果をもたらすための分権の段階へと移行していかなければならないと論じられ、そのためには、「市町村が策定した都市計画（の方）が地域にとって望ましい都市空間をもたらす」ということを立証する必要があると論じられている。もし、市町村には空間的・都市計画「技術」的に望ましい都市計画を決定することはできず、望ましい都市空間を作り出すことができていないのであれば、地方分権は工学技術としての都市計画にとって後退を意味するとの指摘がなされている。その上で、これからの分権後の時代には、市町村が決定した都市計画がその後見直しされる「失敗」事例も多く現れ

るかもしれないが、しかしそれを国や都道府県の後見的関与により未然に予防しようとするのではなく、市町村自らが認識し、是正していく力をつけることが重要ではないかと論じられている。そして、市町村の都市計画が適切に運用されるよう、都市計画の研究者、専門家が支援する役割が重要になると論じられている。

3 本論文の特色と評価

本論文は、都市計画法の分権に関して、旧都市計画法の時代については概略的ながら、新都市計画法の成立から今日至るまで歴史的な見地から分権の経緯を扱った精緻な研究である。

評価できる点として第1に、本論文のなかでも指摘されているように、旧都市計画法の時代から新都市計画法の改正を経て、今日に至るまでの分権の経緯を丹念に追求したきわめて精緻な研究であり、これに匹敵する先行研究はほぼない。これまでの先行研究としては、石田頼房『日本近現代都市計画の展開』（自治体研究社、2004年）のような都市計画の全体を扱おうとした研究があり、それに重なる部分があるものの、またその他の研究は部分的な時期区分を扱った論文は存在するものの、本論文に匹敵する都市計画法の分権史の研究は存在しないと言えよう。その意味で、本論文は学術研究として高く評価できる。また、この通史的な理解を通じた都市計画の評価についても、先行研究では見当たらない。その意味でも、本論文の学術研究としての評価は高く、新しい要素を当該研究分野に付け加えたことが認められる。

第2に、各章の論点について、先行研究を丹念に読み解き分析し考察しつつ、関連する審議会等の答申や地方六団体の意見、関係する団体の見解など幅広く関係資料を渉猟し、分析・考察を加え、本論文のなかで整理している点を指摘できよう。主要なテーマが明確であり、それに対する解答も明快である。すなわち、一貫して考察するという論理展開である。それが今後の都市計画のあり方についての著者の考え方に通じており、この点についても高く評価できる。

第3に、論文構成に関して、非常にわかり易い構成となっていることを評価したい。第2の点にも関連するが、第1章序論では、問題意識や論文の意図が述べられており、第2章以下が本論文といえる。第2章では、まず都市計画法の分権改革に関する到達点として総論的にまとめ、第3章以下で、各時期について、詳述している。第3章は「新都市計画法制定の時期」、第4章では「新都市計画法成立後第一次分権改革までの間の時期」、第5章では「第一次分権改革の時期」、第6章では「第二次分権改革の時期」、第7章では「第二次分権改革以降現在までの時期」が扱われ、年代順に考察されているため、通史的な理解を深める上で明快である。

最後に、著者は横浜市の職員であり、職務をこなしながら博士論文を執筆した。2001年4月に法政大学大学院政治学研究科修士課程に入学、2003年3月に修了し、その後2012年4月に法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程に入学後、2014年3月に一旦退学し、2020年10月に論文博士としての博士論文を提出された。2001年の修士課程入学から20年以上、このテーマを追い続けたことは博士論文完成への強い執念が感じられる。しかも、激務をこなしながらの研究作業

であり、またほぼ独学で研究を続け、論文を完成させた努力は社会人を主たる対象とした当公共政策研究科の趣旨とも合致しており、模範的な実務家研究者として評価できよう。

以上のように評価できる特長をもった論文ではあるが、本研究には著者自ら課題として記述している点に加えていくつかの検討を要する問題を指摘することができる。

まず第1に、都市計画法の分権改革を中心に扱っているが、まちづくりという広い視点からみると、都市計画法だけではなく、まちづくり関連法との関係も考察の対象に広げるのが俯瞰性を高める意味では必要だったように思われる。特に都市再生特別措置法(2002年)や景観法(2004年)は、都市計画法改正には踏み込まず、実態として都市計画制度の運用を変化させたからである。しかしながら、それを考察に含めるとなると、作業範囲が広範となるため、さらに多くの研究作業が必要となることから考えれば、社会人としての時間的余裕のなかでその部分は対象外とすることの仕方なかったのかとも考えられる。少なくとも、その点について、考察しなかった弁明を述べておくと、丁寧な論文となったであろう。

第2に、第1の点と関連するが、まちづくりや都市づくりに関連している諸々の法律の中でも、都市計画法(昭和43年法律第100号)に考察対象を限定したことによって、分権改革と市町村への権限移譲の、都市計画分野における全体像の描写がやや不十分なのではないかとの疑問も湧く。たしかに都市計画法は、日本の都市計画の中心的な法律ではあるが、そもそも都市計画法は、他の様々な法律と連携して日本の都市のあり方を作り、規制し、誘導するという性格を持っている。都市計画規制においては建築基準法との連動が大きな部分を占めているし、都市計画事業においても都市再開発法や土地区画整理法と連携して多くの開発事業に対応してきた。その中で、都市計画法の法文の変遷だけに考察を限定することがどのような限界を持ち、しかしそれにもかかわらずどのような学術的な意義を持つのか、方法的に説明することが必要ではなかっただろうか。例えば、1980年にできた地区計画制度は、市町村が決定権者なのだが、そのもつ規制力は、単に「届出と勧告」にとどまり、規制権限としてはやや不十分である。しかしこれも、建築基準法と連動し、同法に基づく条例を定めれば、建築確認の対象となって強制力を持つ。さらに、分権改革以前からの各自治体による自主条例として、また改革以後の都市計画法の委任条例としてのまちづくり条例は、分権の効果を測ることができたであろう。このことは実務に長年携わられている小西氏は十分にご存じであろう。こうしたことをも視野に入れて、市町村が手に入れた「権限」の実質的な中身を描き出せば、本論文はもっと豊かな内容のものとなったであろう。

また、第3に、本論文は、都市計画法に考察対象を限定しただけではなく、都市計画法の中の決定権限だけに考察を限定している。都市計画法は、望ましい都市の姿として描かれたものを実現するための法律であって、そのための方針や具体的な規制内容、事業内容を実現するためには、決定内容を現実に執行する必要がある。もっとも分かりやすいのは都市計画事業を「施行」することである。この施行の問題、とくにそれが市町村によって担われることについて、本論文は十分な注意を払っていないように思われる。分権改革前の機関委任事務体制のもとでは、都市計画法の中の決定権限はほぼすべて都道府県知事または市町村長の機関委任事務であり、その決定に基づ

いて「施行」することは市町村の団体委任事務だったのである。決定権は国が握り続け、実行行為は下請的に市町村が行う、という明瞭な旧時代的役割分担が法律上の制度として表現されていたのである。また、市町村長に機関委任された決定権限も、都市計画事業の区域内の障害物の伐除の許可などの、周辺の補足的なものに限られており、ここでも国の機関としての市町村長は都道府県知事の目下の地位に置かれていた。こうした構造が、少なくとも形式的には消滅したことが分権改革の大きな意義であったと思われる。しかしこうしたことは、本論文が考察対象を決定権限に限定したことによって、十分に描かれることはなかったように見える。

とはいえ、何といっても本論文が、都市計画法の決定権の所在の変遷について、丁寧かつ緻密に歴史的整理を行い、その政策過程に関わった諸主体の思惑や動向との関連で、改正の意義や限界を明らかにしたことは、やはり博士論文にふさわしい学術的成果であったといつてよい。

以上のように、課題を指摘することもできるが、審査小委員会としては、本論文がオリジナリティを備えた、価値ある研究成果であり、研究者としての研究能力を実証するに十分な業績であり、博士(公共政策学)の学位を授与するに値する業績であると認めるものである。

4 口頭試問

審査小委員会は、2021年10月12日に小西真樹氏の公開審査会(口頭試問)を実施し、本論文を中心とし、それに関連のある学識確認の試問を行った結果、同氏が博士学位の授与に値する学識と研究能力を有していると判定した。

5 結論

以上を踏まえ、本審査小委員会は、小西真樹氏が、研究能力並びに学位論文に結実した研究成果の到達度の両面において、博士(公共政策学)の学位を受けるに十分値するものと判断した。

以上